平成２４年（フ）第４８号
三重県四日市市東富田町27番12号
債務者　安田八重子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
三重県四日市市大字末永1059番地１　プロミネント四日市209号、前住所三重県四日市市三滝台１丁目６番地11
債務者　水谷　裕行
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
三重県四日市市大字末永1059番地１　プロミネント四日市209号、前住所三重県四日市市三滝台１丁目６番地11
債務者　水谷　啓子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
三重県四日市市川島町5930番地70、前住所岐阜県下呂市森1247番地６
債務者　永井　啓貴
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
三重県いなべ市北勢町二之瀬1106―２、住民票上の住所三重県いなべ市北勢町中山29番地３
債務者　安藤　充江
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
三重県四日市市大字塩浜57番地１、前住所三重県四日市市小古曽５丁目15番１号
債務者　金児　正和
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
三重県四日市市海山道町３丁目68番地　バーサス光１－２Ｋ
債務者　上野　浩敏
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
三重県四日市市蒔田３丁目５番13号　ルーカスⅠ―201号室、住民票上の住所三重県四日市市桜花台１丁目31番地６
債務者　西森　敏治
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
三重県いなべ市北勢町阿下喜1264―２　グリーンガーデン阿下喜106、住民票上の住所三重県四日市市あがたが丘２丁目12番地４
債務者　高比良友也
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
三重県四日市市大字東阿倉川827番地１　グランドハイツ舘１―Ｄ
債務者　小澤　佑児
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1140番地53
債務者　居原田　明
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６１号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4261番地２
債務者　林　外美雄
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１５９号
兵庫県加古川市尾上町口里770番地の32、従前の住所兵庫県姫路市亀山209番地　青葉荘６号
債務者　佐々木艶子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６６号
兵庫県姫路市広畑区才326番地１　市営中河原住宅９―937号
債務者　仙崎　一子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５２号
広島県廿日市市宮島口２丁目６番21号
債務者　山根真心亜
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目17番10号
債務者　松元　隆行
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１５号
広島市佐伯区八幡５丁目12番27―201号
債務者　山本農産こと　山本　一紀
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部